

瑞穂町行政評価委員会第39回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧

審査事項（4件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
6審査-3	福祉部 子育て応援課	保育環境改善等事業費補助金	1
6審査-4	福祉部 子育て応援課	副食費支援事業補助金	2
6審査-5	福祉部 子ども家庭 センター課	男性HPVワクチン任意予防接種費用助成事業	3
6審査-6	福祉部 健康課	瑞穂町带状疱疹ワクチン定期・任意予防接種助成事業	4

報告事項（5件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
6報告-10	協働推進部 産業経済課	瑞穂町中小企業成長支援事業補助金	5
6報告-11	福祉部 福祉課 子育て応援課	令和6年度住民税非課税世帯への支援金	6
6報告-12	福祉部 福祉課 子育て応援課	令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への支援金	7
6報告-13	福祉部 子ども家庭セ ンター課	妊婦のための支援給付事業	8
6報告-14	教育部 教育指導課	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金	9

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

6 審査－3

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	保育環境改善等事業費補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象 町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所 計11園	
規程等 瑞穂町保育環境改善等事業補助金交付要綱（今後制定予定） 東京都保育環境改善等事業実施要綱 令和6年度東京都保育環境改善等事業費補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・補助対象経費：使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払われたもの	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 現在、町内保育所等11園のうち、使用済みおむつを園で処分している保育所等は2園のみとなっている。 厚生労働省からも保育所等における使用済みおむつの処分は推奨されており、瑞穂町でも保育所等における使用済みおむつの処分を推進するため、使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等に対し支援を行う。	
補助金額 1施設あたり補助基準額：1,029千円	
補助割合 国1／3、都1／3、町1／3	
実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
その他	

(案)

○瑞穂町保育環境改善等事業補助金交付要綱

(目的)

第**1**条 この要綱は、多様な保育需要に対応するため、保育所等において子どもを安心して育てることができる環境整備を行うために必要となる経費等を補助することを目的とする。

(補助対象施設)

第**2**条 補助金の対象は、町の区域内に所在する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所とする。

(補助対象経費)

第**3**条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、感染症対策のための改修整備、感染症対策のための保育環境向上に必要な経費で、令和**7**年**4**月**1**日から令和**8**年**3**月**31**日までに支払われたものとする。

(補助基準額)

第**4**条 補助基準額は、**1**施設当たり**1,029**千円以内とする。

(交付額)

第**5**条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入額を控除した額と前条に規定する補助基準額を比較していずれか少ない額とする。

(交付申請)

第**6**条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、瑞穂町保育環境改善等事業補助金交付申請書(様式第**1**号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 感染症対策のための改修整備、保育環境向上のために実施する事業等の計画書
- (2) 設置、導入を予定する製品の見積書の写し又は実施する事業等の計画書

(案)

(3) 設置、導入を予定する製品の仕様書が確認できる資料又は実施する事業等の計画書

(4) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請を受けたときは、関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、交付の可否を決定するとともに、瑞穂町保育環境改善等事業補助金交付**(不交付)**決定通知書**(様式第2号)**により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者**(以下「交付決定者」という。)**は、同条の規定により補助金の交付決定を受けた事業**(以下「補助対象事業」という。)**の内容を変更するときは、あらかじめ瑞穂町保育環境改善等事業補助金変更申請書**(様式第3号)**に必要な書類を添えて町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定により申請を受けたときは、変更の可否を決定し、瑞穂町保育環境改善等事業補助金変更承認**(不承認)**通知書**(様式第4号)**により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに瑞穂町保育環境改善等事業補助金実績報告書**(様式第5号)**に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 感染症対策のための改修整備、保育環境向上のために必要な経費の支払い等が分かる書類、又は対象となる経費の領収書**(以下「領収書等」という。)**又は事業者に対し経費の振り込みを行ったことを金融機関が証明した書類

(2) 設置又は導入された製品の仕様書が確認できる資料

(3) 納品書

(案)

2 前項に定める領収書等については、次の事項が記載されていること。

- (1) 納品事業者の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額
- (4) 領収額の内訳
- (5) 領収日
- (6) 領収印

3 その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき額を決定し、瑞穂町保育環境改善等事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額確定の通知を受けたときは、瑞穂町保育環境改善等事業補助金交付請求書(様式第7号)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求書が提出された場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付申請に誤りがあったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。

(案)

- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (5) 実績報告の内容が補助の目的に適合していないとき。
- 2 前項の規定は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成 18 年規則第 11 号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式

6 審査 - 4

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	副食費支援事業補助金																																			
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係																																			
担当者名	池田 隼士																																			
補助対象	町内認可保育所、認定こども園、幼稚園のうち、施設で徴収している副食費が、公定価格で定める副食費徴収免除加算額を下回っている施設																																			
規 程 等	瑞穂町副食費支援事業補助金交付要綱（今後制定予定）																																			
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象施設：町内認可保育所、認定こども園、幼稚園のうち、施設で徴収している副食費が公定価格で定める副食費徴収免除加算額を下回っている施設																																			
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	令和4年度まで公定価格で定める副食費（保育園等での給食のおかず代で、保護者から徴収すべきとされているもの）の徴収免除加算額は児童1人あたり月額4,500円でしたが、令和5年度4,700円、令和6年度4,800円に単価改正が行われています。 公定価格で定める副食費徴収免除加算額の単価改正に伴う、副食費の値上げによる保護者負担の増加を防止することを目的に実施するものです。																																			
補助金額	・算定方法：施設で徴収している副食費と公定価格で定める副食費徴収免除加算額との差額（令和6年度：300円）×実施期間における毎月初日の在籍児童のうち、副食費免除対象外の児童数 ・予 算 額：令和7年度当初予算で下記金額を計上予定です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>細節</th><th>細々節及び科目名</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>02</td><td>18</td><td>01</td><td>01 私立保育園運営費補助金</td><td>1,149</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>01 むさしの保育園指定管理者委託料</td><td>195</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>02 石畑保育園指定管理者委託料</td><td>260</td></tr> <tr> <td colspan="6">計</td><td>1,604</td></tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	03	02	02	18	01	01 私立保育園運営費補助金	1,149	03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	195	03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	260	計						1,604
款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）																														
03	02	02	18	01	01 私立保育園運営費補助金	1,149																														
03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	195																														
03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	260																														
計						1,604																														
補助割合	町10／10。																																			
実施期間	令和7年4月1日から																																			
その他	・令和4年度から令和6年度まで実施された東京都の物価高騰緊急対策事業補助金が令和7年度以降も継続された場合、本補助金の財源として活用します。																																			

○瑞穂町副食費支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公定価格で定める副食費徴収免除加算額の単価改正に伴う副食費の値上げによる保護者負担の増加を防止するため、一定の要件を満たす施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

（対象施設）

第2条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、町の区域内に所在する認可保育所、認定こども園及び幼稚園で、次の各号のいずれの要件も満たす施設とする。

- （1）園児に給食を提供し保護者から副食費を徴収していること。
- （2）副食費の徴収金額が公定価格で定める副食費徴収免除加算額を下回っていること。

（令和5告示272・一部改正）

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、実施期間における毎月初日の在籍児童のうち、副食費免除対象外の児童数に、施設で徴収している副食費と公定価格で定める副食費徴収免除加算額との差額を乗じた額とする。ただし、施設で徴収している副食費と公定価格で定める副食費徴収免除加算額との差額の上限は300円とする。

（交付申請）

第4条 補助対象施設の運営を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、町長が指定する日までに、瑞穂町副食費支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）実施期間における毎月初日の在籍児童数及び副食費免除対象児童数が分かる書類
- （2）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（交付決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請及び請求により補助金を交付することを適当と認めるときは、瑞穂町副食費支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象事業者に通知し、補助金を補助対象事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助対象事業者は、当該年度の補助対象事業完了後、速やかに、瑞穂町副食費支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 決算報告書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付額の確定)

第7条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町副食費支援事業補助金額確定通知書（様式第4号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を給食食材費の補填以外の目的に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、実績額を超える補助金が交付されているときは、期限を定め、その超える部分について返還させることができる。

(帳簿及び関係書類の整理及び保管)

第10条 補助対象事業者は、瑞穂町副食費支援事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式

6 審查 - 5

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	男性HPVワクチン任意予防接種費用助成事業
担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係
担当者名	片野 宏
補助対象	
(1) 接種対象者 小学6年生相当から高校1年生相当の男子 約700人(想定接種率5.1% 想定接種人数36人)	
(2) 助成対象者 上記(1)の者の保護者	
規程等	
瑞穂町男性HPVワクチン任意予防接種費用助成事業実施要綱(制定予定)	
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	
東京都が区市町村の実施するHPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン男性接種に係る取組について、支援及び被接種者の費用負担の軽減を図ることを目的として、HPVワクチン男性接種補助事業を創設したため、令和7年度から町助成事業を開始します。	
	内容
助成概要	接種回数：被接種者 1 人当たり 3 回まで 助成額：接種費用の全額(接種者の自己負担額 0 円) ※ 1 回当たり 16,036 円(令和7年度予算要求のHPVワクチン接種委託料により想定した額)を上限とします。 負担割合：東京都 1/2 、町 1/2 实施方式：償還払い方式
【参考】 予算規模	【歳出】 ※令和7年度予算要求のHPVワクチンの接種委託料により想定 16,036 円(税込み)/回(接種 3,729 円+医薬材料費 12,307 円) 16,036 円×想定接種人数 36 人× 3 回= <u>1,731,888</u> 円 【歳入】 経費合計 1,731,888 円×都補助率 1/2 = <u>865,944</u> 円
補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	
男性がワクチンを接種することで、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどの原因と考えられているHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染予防が期待できます。また、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防につなげることも期待できます。このため、HPV感染予防策として予防接種の促進を図る必要性があります。	
補助金額	
(1) 助成額 接種費用の全額(接種者の自己負担額 0円) ※1回当たり16,036円(令和7年度予算要求のHPVワクチン接種委託料により想定した額)を上限とします。	
(2) 助成回数 3回まで	

様式

6 審査－6

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町带状疱疹ワクチン定期・任意予防接種助成事業
担当部署	福祉部健康課健康係
担当者名	鈴木 隆太
補助対象 【定期接種】 ① 65歳の方 ② 60歳から65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方 ③ 65歳を超える方は、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳） ※100歳以上の方は、令和7年度に限り定期接種対象となります。 ※既に接種（任意接種を含む。）を受けた方は、原則は定期接種対象外となります。	
【任意接種】 接種日時点で、瑞穂町の住民基本台帳に記録され、50歳以上の方（定期接種対象者を除く。） ※50歳に達した日からの接種に対して助成（誕生日相当日の前日から助成します。）	
規 程 等 現在の「瑞穂町带状疱疹ワクチン任意予防接種費助成事業実施要綱」に、定期接種等に対する助成の規定を追加し、「瑞穂町带状疱疹ワクチン予防接種実施要綱」に全部改正予定	

事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

（１）目的（概要）

町では、接種にかかる経済的負担を軽減し、接種を促進することにより、疾病予防対策を講じることを目的とし、令和５年７月から任意接種に対する助成を開始しました。

带状疱疹ワクチンの定期接種化は、国において議論されていましたが、令和７年４月からの定期接種化について、厚生科学審議会の部会で承認されました。

町では、定期接種化される令和７年度も、早期接種を希望する方への任意接種にかかる助成を継続し、接種を促進することで、疾病予防対策を推進します。

（２）定期接種に用いるワクチン

①乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下「生ワクチン」という。）

②乾燥組換え带状疱疹ワクチン（以下「不活化ワクチン」という。）

※接種方法、接種間隔については、任意予防接種と大きな変更はありません。

（３）助成上限額【定期接種・任意接種同額、現状の助成額と変更なし】

住民が受けた带状疱疹ワクチン定期・任意予防接種にかかる費用の一部を以下の金額で、助成を行うものです。

●生ワクチン

１回６，０００円

●不活化ワクチン

１回１０，０００円（２回まで）

（４）実施方法

①窓口負担軽減

町指定の医療機関で接種を受けた際の接種費用から、助成額を差し引いた額を自己負担として、窓口で支払う方法

（例：生ワクチンを接種した場合）

接種費用：８，０００円 — 助成金：６，０００円

＝ 窓口で支払う額：２，０００円（自己負担額）

②償還払い【令和７年度時限措置】

接種費用を一旦、医療機関（町外のみ）へ支払い、後日町へ申請し、審査の上、町から助成金を交付する方法

※②の償還払いは、定期接種化直後は、任意接種も含めて接種希望者が増加し、町指定医療機関の対応のみでは通常診療、子どもの予防接種の実施に影響を与えることを想定し、実施するものです。

このことから、償還払いは、令和７年度の時限措置として実施します。

（５）周知

３月に町ホームページで定期接種化について周知

４月に広報みずほ４月号、ホームページで変更内容を周知、また、定期接種対象者へ個別通知の発送

町内医療機関にチラシを設置等

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 帯状疱疹は、日本では８０歳までに約３人に１人がかかるといわれています。 帯状疱疹の症状は、皮膚の違和感やかゆみ、しびれとして感じる程度から、針でさされたような痛みなど、様々です。その後、水ぶくれを伴う赤い発疹が帯状に現れ、徐々に痛みが強くなり、眠れないほどになる方もいるといわれています。 また、帯状疱疹の治療が遅れたり、治療をしなかった場合には、全身症状として、発熱や頭痛などの症状を伴うことや、ウイルスが耳や目などの感覚器の神経を傷つけると、視力の低下や難聴を引き起こすといわれています。 皮膚症状が治った後も、５０歳以上の約２割の方に長い間痛みが残る帯状疱疹後神経痛に代表される合併症となる可能性があります。 帯状疱疹ワクチンは、帯状疱疹の発症予防、また、帯状疱疹後神経痛の予防に効果があるとされており、接種にかかる経済的負担を軽減することで、将来的に起こり得る合併症のリスクと治療にかかる負担増を回避することが期待できます。
補助金額（再掲） 生ワクチン ：１回６，０００円 不活化ワクチン：１回１０，０００円（２回まで） ※生ワクチン、不活化ワクチンともに生涯１回限りの助成 （参考：助成率）接種費用…国から示された標準的な接種費用 生ワクチン ：６７．７％（６,０００円（助成額）÷８,８６０円（接種費用）） 不活化ワクチン：４５．３％（１０,０００円（助成額）÷２２,０６０円（接種費用））
補助割合 【財源】 東京都は、令和７年度予算案に帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業に要する経費を計上しています。この補助金は、国が令和６年１２月に定期接種化の方針を示してから時間的猶予が少ないことから、令和７年度限りで区市町村に交付される予定です。 【事業名】 帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金 【補助率】 ２分の１（個人負担の軽減のために要した経費の２分の１）
実施期間 【定期接種・任意接種】 令和７年４月１日～ ※令和８年度以降の<u>任意接種の助成</u>については、接種状況等の情勢を鑑み再検討

その他

(1) 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|---|
| 令和7年2月26日 | 行政評価委員会補助金等審査分科会で審査 |
| 2月28日 | 令和7年第1回町議会定例会 一般会計予算案提出 |
| 3月中 | 町ホームページで定期接種化について予告
事業実施に必要な予診票等の準備、要綱改正 |
| 4月 1日 | 制度変更
広報みずほ4月号、町ホームページで変更内容を周知、また、
定期接種対象者へ個別通知の発送 |

(2) 住民の令和7年度の想定接種者数

【定期接種】

定期接種対象者：2, 147人

(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、100歳以上)

想定接種率：10%

$2, 147人 \times 10\% \div 220人$

【任意接種】

任意接種対象者：14, 789人

(50歳～64歳、66歳～100歳(定期接種対象者を除く。))

想定接種率：6.5%

$14, 789人 \times 6.5\% \div 960人$

定期・任意接種合計：1, 180人

様式

6 報告 - 10

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町中小企業成長支援事業補助金
担当部署	協働推進部 産業経済課 商工係
担当者名	村田昌也、猪俣良次
補助対象 町内に主たる事業所を有する中小企業等が、新たなチャレンジによる成長及び高い技術力を発展させるために実施する新製品・新技術の開発、D X推進への取組、デジタルツールの導入、事業承継促進の取組、販路開拓、人材育成及び人材確保に関する取組に対する費用の一部に対し補助金を交付します。	
規程等 瑞穂町中小企業成長支援事業補助金要綱（制定予定）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 補助対象事業 （１）新製品・新技術開発着手支援事業 新製品・新技術開発に伴う試作品開発前の技術的課題の検討（材料選定、市場調査等）に係る費用 （２）新製品・新技術開発支援事業 単独または同異業種、スタートアップ及び大学等多種多様な主体と連携して行う新製品・新技術開発に伴う試作品製作及び試験評価等に係る費用 （３）D X推進事業 デジタル技術及びA IやR P A等の最新技術を活用した生産プロセス、業務プロセスの改善・見直し等による高付加価値化や生産性向上に係る費用 （４）デジタルツール導入支援事業 業務効率化及び人材不足解消を図るとともに、新たなビジネスモデルや働き方を生み出すために導入するソフトウェア購入に係る費用 （５）事業承継促進事業 事業承継の取組における専門家のコンサルティングやM&Aに伴う仲介・マッチングに係る費用 （６）販路開拓支援事業 オンラインを含めた見本市出展、製品紹介や企業のP R動画作成及びホームページやE Cサイト（電子商取引）等の新規作成に係る費用 （７）人材育成支援事業 従業員の資質向上のために行う講習会等の開催または参加及び資格取得を行う事業に係る費用 （８）人材確保支援事業 人材紹介サービス利用、就職説明会への参加及び人材広告費等に係る費用 ※（１）～（３）の対象業種は製造業とします。（４）～（５）の対象業種は、全業種とします。（６）～（８）の対象業種は製造業と年間時間外労働時間が制限されたことにより大きな影響を受けている運輸業、郵便業と建設業とします。 ※（１）～（４）の事業については、各分野の専門家派遣による相談・アドバイスが	

できる仕組みを新たに組み合わせることにより、新たな取組への後押し及び事業実施に伴う課題の整理・解決を支援（１申請につき３回まで無料）します。

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

町内事業者の経営上の課題として、販路拡大、品質向上及び人員拡大があげられています。令和４年度より、町内事業所の１／４を占める製造業事業者向けに「瑞穂町ものづくり・ＤＸ推進事業補助金」を実施してきました。今後さらに進行することが予想される超高齢社会や生産年齢人口の減少により、瑞穂町の強みのひとつである製造業やその他の産業を支える人材不足、代表者の高齢化等に伴う事業承継等の課題がさらに顕在化すると予想されます。製造品出荷額及び付加価値額が都内で上位に位置する等の地域特性や、各事業所が持つこれまで培われてきた高い技術力が失われることがないように、それらを未来へ引き継いでいくとともに、デジタルやＡＩ等先端技術の活用、業種分野の枠を超えた多種多様な主体との連携を促進することで、新たな魅力や活力の創出に取り組んでいく必要があります。また、町内事業者の販路開拓のための積極的なＰＲ・プロモーションの取組、町内事業者の新たなチャレンジへのきっかけづくりや成長分野への進出を後押しすることで、さらなるステップアップにつなげていくことが求められています。

補助金額及び補助割合

（１）新製品・新技術開発着手支援事業	２／３	上限 １０万円
（２）新製品・新技術開発支援事業	単独：２／３以内 連携：２／３以内	上限 １００万円 上限 １５０万円
（３）ＤＸ推進事業	２／３以内	上限 １５０万円
（４）デジタルツール導入支援事業	２／３	上限 １０万円
（５）事業承継促進事業	２／３	上限 １５万円
（６）販路開拓支援事業	１／２	上限 １０万円
（７）人材育成支援事業	１／２	上限 １０万円
（８）人材確保支援事業	１／２	上限 １０万円

実施期間

令和７年４月１日から

その他

東京都の地域産業成長支援事業を活用し、地域産業の成長及び発展を実現するために区市町村が定める最長３年間の地域産業活性化計画を策定し、区市町村が実施する計画事業に対して、都からその一部の経費が助成されることにより、財源を確保します。

- （１）多様な主体との協業・参画を促進し、地域産業を成長させる事業及び中小企業等の自己変革への挑戦を促し地域産業を成長させる事業が含まれる計画とする必要があります。
- （２）区市町村が策定した活性化計画は、都の承認（書類及びプレゼンテーション審査）を受ける必要があります。
- （３）新たに実施する事業または実施規模の拡大など拡充を十分に図った従来から実施している事業とする必要があります。
- （４）補助率 １／２
- （５）計画期間 原則３年

様式

6 報告 - 11

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和6年度住民税非課税世帯への支援金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係、子育て応援課 子育て支援係
担当者名	福祉推進係 上出貴之、子育て支援係 栗原康弘
補助対象	基準日（令和6年12月13日）時点で瑞穂町に住民登録があり、令和6年度住民税が非課税世帯である世帯
規程等	令和6年度住民税非課税世帯への支援金支給事務実施要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	① 支給対象世帯：約3,800世帯（見込み） ② 支給金額：1世帯当たり 30,000円 ※18歳以下児童1人当たり20,000円の加算措置あり ③ 申請期間：令和7年3月上旬から4月末 ④ 支給方法：指定口座に振り込み（プッシュ型） ⑤ 財 源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率10／10）
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯へ支援金を給付し、同一世帯の子育て世帯に対し加算をするものです。
補助金額	令和6年度第11号専決補正にて補正予算を要求。 住民税非課税世帯への支援金 @30,000円×3,800世帯 = 114,000,000円 子育て世帯加算 @20,000円×1,307人 = 26,140,000円
補助割合	10分の10
申請期間	令和7年3月上旬から4月末
その他	○未申告者の属する世帯等は、別途申請や確認が必要となります。 ○マイナンバー登録情報を活用し住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。

様式

6 報告 - 12

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への支援金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係、子育て応援課 子育て支援係
担当者名	福祉推進係 上出貴之、子育て支援係 栗原康弘
補助対象	基準日（令和6年12月13日）時点で瑞穂町に住民登録があり、令和6年度住民税均等割のみ課税である世帯
規程等	令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への支援金支給事務実施要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	① 支給対象世帯：約700世帯（見込み） 支給金額：1世帯当たり 20,000円／1世帯 ※18歳以下児童1人当たり20,000円の加算措置あり ② 申請期間：令和7年3月上旬から4月末 ③ 支給方法：指定口座に振り込み（プッシュ型） ④ 財 源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率10／10）
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯を支援するため、令和6年度住民税均等割のみ課税世帯へ支援金を給付し、同一世帯の子育て世帯に対し加算をするものです。
補助金額	令和6年度第11号専決補正にて補正予算を要求。 住民税均等割のみ課税世帯への支援金 @ 20,000円× 700世帯 = 14,000,000円 子育て世帯加算 @ 20,000円× 241人 = 4,820,000円
補助割合	10分の10
申請期間	令和7年3月上旬から4月末
その他	○未申告者の属する世帯等は、別途申請や確認が必要となります。 ○マイナンバー登録情報を活用し住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。

様式

6 報告 - 13

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	妊婦のための支援給付事業（妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業からの変更）	
担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係	
担当者名	片野 宏	
補助対象	妊婦 年間約150人を想定	
規程等	瑞穂町出産・子育て応援事業実施要綱（改正予定）	
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	国が子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援を目的とした「妊婦のための支援給付」を法定事業として創設したため、町がこれまで実施してきた「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」の経済的支援を出産・子育て応援ギフト（出産・子育て応援給付金）から「妊婦のための支援給付」に変更します。 なお、伴走型相談支援については、児童福祉法に位置付けられた「妊婦等包括相談支援事業」に引き継がれ、これまでどおり経済的支援と一体的に実施します。	
項目	現行（令和6年度まで）	変更後（令和7年度から）
事業名称	経済的支援： 出産・子育て応援給付金 相談支援： 伴走型相談支援	経済的支援： 妊婦のための支援給付 相談支援： 妊婦等包括相談支援事業
事業根拠	予算事業	法定事業 経済的支援：子ども・子育て支援法 相談支援：児童福祉法
給付方法	妊娠届出時： 出産応援ギフト（電子クーポン（カタログギフト）） 出産後： 子育て応援ギフト（電子クーポン（カタログギフト））	妊娠届出時： 1回目の現金給付（口座振込） 原則出産後： 2回目の現金給付（口座振込）
給付金額	妊娠届出時： 妊婦1人当たり5万円相当 出産後： 出生児1人当たり5万円相当	妊娠届出後： 妊婦1人当たり5万円 原則出産後： 胎児※1人当たり5万円 ※流産・死産等を含む
給付対象者	妊婦・養育者	妊婦
費用負担	経済的支援：国 2/3、東京都 1/6、町 1/6	経済的支援：国 10/10

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であり、その支援策として町は、令和5年2月に「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」を開始しました。 ここで国が法定事業として打ち出した「妊婦のための支援給付」および「妊婦等包括相談支援事業」により、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施を継続的に行うことで、妊娠期から出産・子育て期の家庭の安心につなげ切れ目のない支援を実現します。 なお、経済的支援については、制度化により「現金その他確実な支払方法として内閣府令に定めるものにより支給する」とされたため、これまでの電子クーポンから現金給付（口座振替）に改めます。
補助金額 1 回目の給付（妊娠届出後）：妊婦 1 人当たり 5 万円 2 回目の給付（原則出産後）：胎児※ 1 人当たり 5 万円 ※流産・死産等を含む
財源割合 経済的支援：国 1 0 / 1 0
実施期間 令和 7 年 4 月（予定）から
その他 令和 6 年度までの出産・子育て応援ギフト（電子クーポン）については、都の広域連携による電子クーポンにより実施しており、対象者が専用サイトに利用者登録し、商品等を発注すると委託事業者から商品等が配送され、町にその委託料が請求される仕組みとなっています。 電子クーポンの配布時期によって利用できる期限が異なりますが、最も配布時期が遅い方で、利用期限が令和 8 年度末となっています。そのため令和 7 年度以降もしばらくの間は出産・子育て応援ギフト（電子クーポン）に関する予算執行も発生します。

様式

6 報告 - 14

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金
担当部署	教育部 教育指導課 指導係
担当者名	臼井 里美
補助対象 瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、要綱が定める補助対象行事（音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室、校外学習、部活動の大会参加等）に要する経費の全部又は一部を予算の範囲において補助するものです。 今回は要綱の補助額を改正します。この改正に係る補助対象は、要綱第2条第8号に規定される中学校で実施する実用英語技能検定を受験する生徒の保護者です。	
規程等 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 改正部分に係る事業概要は次のとおりです。 各中学校で実施している放課後学習「学びのテーマパーク」の一環として、在籍校が一次試験の準会場として公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定を受験できる機会を提供し、瑞穂町が検定料の保護者負担軽減を目的としてその一部を補助するものです。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 令和5年度までは、学力向上事業として瑞穂町立中学校の2年生全員を対象に、再編交付金を原資とした瑞穂町教育向上基金より全額公費負担による英語検定事業を実施していました。しかしこの基金の廃止に伴い、令和5年度をもって全額公費負担による英語検定事業も終了しました。 ただし、第5次瑞穂町長期総合計画の重点施策「社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育成」にもあるように、児童及び生徒が英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションをはかる姿勢や自らの考えを論理的に説明することができる能力を育成する取組は今後も必要です。英語力及び学習意欲の向上を図るため、引き続き、中学生に対し、実用英語技能検定を積極的に受験できる環境を整え、かつ、その生徒の保護者の経済的負担の軽減措置が必要と考えます。 よって、令和6年度以降も受験する機会を提供するために、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱を改正し、補助対象に中学校で実施する実用英語技能検定を受験する生徒の保護者を加え、補助金の交付を開始しました。補助金割合は最終的に検定料の半額とすることを構想していますが、全額公費負担からの段階的措置が必要と考え、令和8年度に補助金割合を半額にすることを見据え、令和6年度は「受験した級の検定料から1,000円を減じた額」とし、令和7年度は、「受験した級の検定料から次の額を減じた額 2級から3級まで 2,000円 4級及び5級 1,000円」にすることとしています。	

補助金額

要綱第3条別表に規定している行事等について次のとおり改正します。

「受験した級の検定料から1,000円を減じた額」を「受験した級の検定料から次の額を減じた額 2級から3級まで 2,000円 4級及び5級 1,000円」に改正します。

なお、1級及び準1級は準会場（中学校）で受験することができないため、別表に規定する補助金額は2級以下についてとなります。

補助割合

受検した生徒の保護者への補助割合は次のとおりです。なお、検定料は、令和6年度の準会場実施の検定料を記載しています。

2級 71.02%（検定料6,900円）

準2級 67.22%（検定料6,100円）

3級 60.00%（検定料5,000円）

4級 65.52%（検定料2,900円）

5級 60.00%（検定料2,500円）

実施期間

補助額の変更は、令和7年4月からです。

その他

現在策定中の第2次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）案においても、英語教育と国際交流の推進を主な施策、事業として挙げています。

○瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱

平成24年2月16日

告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、瑞穂町立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的とする。

(補助対象行事及び対象者)

第2条 補助の対象となる行事及び対象となる保護者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

- (1) 音楽会又は合唱コンクールに出席する児童又は生徒の保護者
- (2) 音楽鑑賞会に出席する児童又は生徒の保護者
- (3) 演劇鑑賞教室に出席する児童又は生徒の保護者
- (4) 校外学習に参加する児童又は生徒の保護者
- (5) 心臓検診等の結果、精密検診を受ける児童又は生徒の保護者
- (6) 在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）の許可を受け、町外の音楽会に参加する児童又は生徒の保護者
- (7) 中学校の部活動の一環として、各種大会に参加する生徒の保護者
- (8) 中学校で実施する実用英語技能検定を受験する生徒の保護者

(令和6告示69・一部改正)

(補助額)

第3条 補助金の額は、別表区分の欄に掲げる区分に応じ、補助額の欄に定める額とする。

(校長への権限委任)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の申請、請求及び受領等について、補助金交付申請事務代理人選任届（様式第1号）によりその権限を校長に委任するものとする。

(交付申請)

第5条 校長は、前条の委任を受けたときは、補助金交付申請書(様式第2号)により町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査の上、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により校長に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 校長は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 校長は、補助事業が終了したときは、補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出し、速やかに、精算しなければならない。

2 校長は、第4条に規定する委任した者に対し、速やかに、補助金の使途を報告しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月25日告示第140号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に申請された瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日告示第77号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年12月6日告示第244号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月14日告示第267号)

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日告示第69号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(令和5告示267・令和6告示69・一部改正)

区分	補助額
第2条第1号	実費
第2条第2号	実費
第2条第3号	実費
第2条第4号	小学校 (児童1人当たりの額) 遠足、社会科見学その他の校外学習等 2,000円 TOKYO GLOBAL GATEWAY 2,500円 移動教室 5,000円 多摩都市モノレール乗車体験 実費
	中学校 (生徒1人当たりの額) 校外学習 (日帰り) 2,000円 宿泊を伴う校外学習 4,500円 修学旅行 10,000円
第2条第5号	交通費の実費
第2条第6号	児童及び生徒対外旅費として 西多摩連合音楽会 実費 多摩っ子コンサート 実費
第2条第7号	生徒派遣旅費として 大会参加旅費 実費 (部活動の設置単位ごと

	に1会計年度100万円を上限とする。) 競技参加費として 大会参加費 実費
第2条第8号	受験した級の検定料から1,000円を減じた額

様式第 1 号(第 4 条関係)

補助金交付申請事務代理人選任届

代 理 人

学 校 名

校 長 名

私の瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付に係る申請、
請求及び受領につき、上記の者を代理人に選任し、その権限を委任し
たので届け出ます。

年 月 日

瑞穂町長 あて

委 任 者

学 校 名

児童・生徒氏名

保護者氏名

(自署)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

瑞穂町長 へ

所在地

名 称

代表者
職 氏 名

補助金交付申請書

瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱に基づき、
次のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

一 金 円也

記

- 1 補助金を必要とする理由
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他

様式第 3 号（第 6 条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

瑞穂町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました瑞穂町立
学校の行事等保護者負担軽減補助金については、下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金の額

円

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

瑞穂町長 へ

所在地

名 称

代表者
職 氏 名

印

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定の
通知を受けた補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 対象事業名

2 補助金請求額 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

瑞穂町長 へ

所在地

名 称

代表者
職氏名

補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定の通知
を受けた補助金に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の成果
- 3 事業報告書（別紙添付）
- 4 収支決算書（別紙添付）

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）